

東京都民間社会福祉施設運営情報等公表事業実施要綱

平成16年3月30日付15福総画第406号
平成16年7月30日付16福総画第146号
平成19年1月31日付18福保総企第629号
平成19年9月7日付19福保総企第341号
平成19年11月16日付19福保総企第493号
平成21年1月22日付20福保総企第715号
平成23年5月16日付22福保総企第1101号
平成24年3月16日付23福保総企第893号
平成24年3月23日付23福保総企第982号
平成25年1月16日付24福保総企第684号
平成26年5月29日付26福保総企第174号
平成27年3月31日付26福保総企第859号
平成28年5月31日付28福保総企画第132号
平成29年3月22日付28福保総企画第538号
平成30年2月15日付29福保総企画第490号
平成31年4月26日付31福保総企画第62号
令和2年10月29日付2福保総企画第693号

1 目 的

東京都民間社会福祉施設運営情報等公表事業は、民間社会福祉施設の運営情報等を利用者に公表することにより、利用者本位の福祉の実現を図り、都民の福祉の向上に資することを目的とする。

2 事業の種類及び内容

(1) 種 類

ア サービス改善計画・実施状況の公表

イ 財務情報等の公表

(2) 内 容

別表1のとおり

3 事業に対する補助

事業を実施した社会福祉法人等に対しては、東京都が別に定めるところにより予算の範囲内で補助するものとする。

4 関係書類の整備等

事業を実施した社会福祉法人等は、別表2に定める関係書類を整備し、事業完了後、5年間施設に保管するとともに、福祉保健局長が必要と認めた場合には、その求めに応じ提示又は提出しなければならない。

5 報告書の提出

事業を実施した社会福祉法人等は、事業の実施内容等を別表2に定める日までに同表で定める様式により福祉保健局長に提出しなければならない。

附 則（平成16年3月30日付15福総画第406号）

第1 この実施要綱は、平成16年4月1日から適用する。

第2 本則の2（1）②及び③に掲げる事業については、実施期間を平成20年度までとする。

附 則（平成16年7月30日付16福総画第146号）

この実施要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成19年1月31日付18福保総企第629号）

第1 この実施要綱は、平成19年4月1日から施行する。

第2 改正後の要綱の規定にかかわらず、平成18年度の実績報告については、改正前の要綱の規定及び様式を使用するものとする。

第3 本則の2（1）に掲げる事業については、実施期間を平成20年度までとする。

附 則（平成19年9月7日付19福保総企第629号）

第1 この実施要綱は、平成19年4月1日から適用する。

第2 本則の2（1）に掲げる事業については、実施期間を平成20年度までとする。

附 則（平成19年11月16日付19福保総企第493号）

この実施要綱は、平成19年11月16日から施行する。

附 則（平成21年1月22日付20福保総企第715号）

第1 この実施要綱は、平成21年4月1日から施行する。

第2 改正後の要綱の規定にかかわらず、平成20年度の実績報告については、改正前の要綱の規定及び様式を使用するものとする。

附 則（平成23年5月16日付22福保総企第1101号）

第1 この実施要綱は、平成23年4月1日から適用する。

第2 改正後の要綱の規定にかかわらず、平成22年度の実績報告については、改正前の要綱の規定及び様式を使用するものとする。

附 則（平成 24 年 3 月 16 日付 23 福保総企第 893 号）

第 1 この実施要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

第 2 改正後の要綱の規定にかかわらず、平成 23 年度の実績報告については、改正前の要綱の規定及び様式を使用するものとする。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日付 23 福保総企第 982 号）

この実施要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 1 月 16 日付 24 福保総企第 684 号）

この実施要綱は、平成 25 年 1 月 16 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 29 日付 26 福保総企第 174 号）

この実施要綱は、平成 26 年 5 月 29 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日付 26 福保総企第 859 号）

この実施要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 31 日付 28 福保総企画第 132 号）

この実施要綱は、平成 28 年 5 月 31 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 22 日付 28 福保総企第 538 号）

この実施要綱は、決定の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 2 月 15 日付 29 福保総企画第 490 号）

この実施要綱は、平成 30 年 2 月 15 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日付 31 福保総企画第 62 号）

第 1 この実施要綱は、令和元年 5 月 1 日から適用する。

第 2 改正後の要綱の規定にかかわらず、平成 30 年度の実績報告については、改正前の要綱の規定及び様式を使用するものとする。

附 則（令和 2 年 10 月 29 日付 2 福保総企画第 693 号）

第 1 この実施要綱は、決定の日から施行する。

第 2 別表 1 の規定にかかわらず、令和 2 年度については、福祉サービス第三者評価の受審及び結果の公表又は利用者に対する調査の実施及び結果の公表を行うことを要しない。